

国土交通分野における生きものにぎわいづくり取組普及 展示パネル貸出要領

1. 趣旨

この要領は、国土交通分野における生きものにぎわいづくりの取組普及をするため、「国土交通分野における生きものにぎわいづくり事務局」（以下、「事務局」という。）が所有する次にあげる取組普及パネル（以下「パネル」という。）を貸し出す場合の取扱いについて定めるものである。

□国土交通分野における生きものにぎわいづくりの取組普及パネル

2. 貸出対象

パネルは、生きものにぎわいづくりに関連する展示・イベント等（営利を目的としないものに限る。）に使用する国の機関、地方自治団体、市民活動団体等を対象とする。

3. 貸出期間

パネルの貸出期間は、展示しようとする期間に搬入、搬出等に必要な日数を加えた期間とする。展示期間は1週間以内とし、それ以上の期間を希望する場合は、別途事務局と協議を行うこととする。

4. 貸出しの申込み・承認

貸出しの申込みを行うとする者は、取組普及借用書に必要事項を記入の上、事務局に提出するものとする。原則、メールまたはファックスにて送付することとする。貸出を承認した者に対しては、「貸出申請書」にもとづき内容を確認後、会館担当者から貸出期間・内容について、FAX もしくはeメールで通知をする。

5. 貸出しに要する費用

貸出は無料とするが、パネルの貸出しに伴う搬入、搬出等に要する費用は、申込者が負担することとする。なお、パネルは着払いにて申込者に送付する。

6. 著作権

申込者は、パネルの著作権を侵害し、展示による広報以外の目的でパネルを使用してはならない。

7. 貸出期間中の管理等

貸出期間中のパネルの管理責任は、すべて申込者のあるものとする。申込者は、パネルを損傷し、または紛失した場合は、直ちに事務局に連絡し、その指示により修理、弁償等を行うものとする。

8. 返却の手続き

申込者は、パネルの使用を終わった時は、原状に回復し、定められた貸出期日までにパネルが事務局に届くように返却する。

9. その他

この要領に定めのない事項については、申込者と事務局との協議により決定する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。